

## 第49回全国育樹祭シンボルマーク等使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、第49回全国育樹祭和歌山県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた、第49回全国育樹祭シンボルマーク、大会ロゴ等（以下「シンボルマーク等」という。）を使用する場合に必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 シンボルマーク等とは、第49回全国育樹祭シンボルマーク・大会ロゴ等デザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に定めるものをいう。

### (使用承諾の手続き)

第3条 シンボルマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ第49回全国育樹祭シンボルマーク等使用承諾申請書（第1号様式）を実行委員会に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 和歌山県が使用するとき。
- (2) 国、地方公共団体が使用するとき。
- (3) 公益社団法人国土緑化推進機構および公益財団法人和歌山県緑化推進会が使用するとき。
- (4) 紀の国ふるさとづくり協議会が使用するとき。
- (5) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (6) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道および広報目的で使用するとき。
- (7) 実行委員会構成団体が使用するとき。
- (8) 第49回全国育樹祭への協賛または協力を申し出ている団体が使用するとき。
- (9) その他、実行委員会が特に必要と認めるとき。

2 実行委員会は、前項ただし書きにより承諾申請を省略したものに対し、シンボルマーク等の使用状況について報告を求めることができる。

3 第1項のシンボルマーク等使用承諾申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) シンボルマーク等の使用方法が確認できるもの。
- (2) その他、実行委員会が特に必要と認めるもの。

4 承諾申請のため実行委員会へ提出された関係書類は返却しない。

### (使用承諾の基準)

第4条 実行委員会は、第49回全国育樹祭に対する理解と協力を高めるために効果があると認められる場合は、広くシンボルマーク等の使用を承諾するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、承諾しないものとする。

- (1) 全国育樹祭を主催する団体や協賛団体・後援団体の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。
- (2) 法令または公序良俗に反するとき又は反する恐れがあるとき。
- (3) 主として特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするとき。
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとするとき。
- (5) 実行委員会独自の事業又は実行委員会の認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
- (6) シンボルマークを立体化して使用するとき。ただし、あらかじめ実行委員会と協議して許諾を得たものは除く。

(7) 次のいずれかに該当するとき。

ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。)の第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

エ 暴力団もしくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められるとき。

キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が利用するとき。

(8) その他実行委員会が承諾すべきでないとしたとき。

2 前項に基づく承諾は、承諾番号を付して、第49回全国育樹祭シンボルマーク等使用(変更)承諾書(第2号様式)をもって行うものとする。

3 第2項に関わる承諾にかかる物品等の完成後は、完成見本等使用の状況が確認できるものを実行委員会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

4 実行委員会は、シンボルマーク等の使用を承諾するにあたって、第1項各号に定めるほか必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 シンボルマーク等の使用料は、無料とする。

(使用上の厳守事項)

第6条 シンボルマーク等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) デザインマニュアルに定められた色、形式等を正しく使用すること。

(2) 承諾された内容により使用し、実行委員会の付した条件に従うこと。

(3) 承諾を受けた者は、これを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 全国育樹祭のイメージを損なうような使用をしないこと。

(5) 商標登録及び意匠登録の出願を行わないこと。

(6) 実行委員会の求めに応じ、シンボルマーク等の使用状況について報告すること。

(承諾の内容の変更)

第7条 シンボルマーク等の使用の承諾を受けた者が、承諾された内容を変更しようとする場合は、あらかじめ第49回全国育樹祭シンボルマーク等使用承諾内容変更申請書(第3号様式)を実行委員会に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 前項の承認については、第4条の規定を準用する。

(承諾の取り消し)

第8条 実行委員会は、シンボルマーク等の使用が第4条又は第6条に違反していると認められるときは、当該シンボルマーク等の使用承諾を取り消すことができる。

- 2 前項の規程により承諾を取り消された者は、当該承諾にかかる物件を使用してはならない。
- 3 第1項の取り消しは、第49回全国育樹祭シンボルマーク等使用承諾取消書（第4号様式）をもって行うものとする
- 4 第1項の規程により承諾を取り消された者が損害をこうむることがあっても、実行委員会は  
その責めを負わない。

（損害賠償）

第9条 シンボルマーク等の使用により、使用者が県や実行委員会に損害を与えたときは、実行委員会は、使用者に対し当該損害の賠償を請求することができる。

- 2 シンボルマーク等の使用承認を受けたものが、その使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合は、使用者が責任をもって速やかに対処するものとし、実行委員会は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年12月2日から施行する。

（この規程の失効）

- 2 この規程は、実行委員会が解散する日をもって、その効力を失う。

（失効後の権利移譲）

- 3 シンボルマーク等に関する全ての権利について、上記2の日をもって、和歌山県に移譲する。